

本巢市地域福祉計画

ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち
もどす

平成20年 3月

本 巢 市

目 次

第1章 計画の概要

1	<u>地域福祉とは</u>	3
2	<u>計画の性格</u>	4
3	<u>地域福祉計画の内容</u>	5
4	<u>計画の策定方法</u>	6

第2章 重点課題

1	<u>地域の担い手の不足、家族・地域のつながりの希薄化</u>	8
2	<u>地域活動やボランティア活動のきっかけ</u>	8
3	<u>情報提供・相談体制の充実</u>	8
4	<u>地域福祉の拠点</u>	9
5	<u>地域の見守り</u>	9
6	<u>プライバシーの保護と地域活動</u>	9

第3章 基本的な考え方

1	<u>めざすべき地域福祉像</u>	13
2	<u>基本目標</u>	14
3	<u>計画の体系</u>	15

第4章 基本計画

1	<u>地域を担う人づくり</u>	16
2	<u>地域を支える連携のしくみづくり</u>	27
3	<u>地域を見守る支え合いのしくみづくり</u>	34
4	<u>地域で安心して暮らすための環境づくり</u>	40
5	<u>誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり</u>	46
6	<u>地域福祉の拠点づくり</u>	56

第5章 計画の推進

1	<u>計画の推進体制</u>	64
2	<u>計画の進行管理</u>	66
3	<u>広報・啓発の推進</u>	66
4	<u>重点施策（第1次）</u>	67

資料1 本巢市の現状

1	<u>人口構造</u>	68
2	<u>世帯状況</u>	72
3	<u>就業者等の状況</u>	73
4	<u>障がいのある人の状況</u>	75
5	<u>要支援・要介護認定者の状況</u>	75
6	<u>子育て世帯の状況</u>	76

資料2 計画の策定経緯

1	<u>計画の策定経過</u>	77
2	<u>本巢市地域福祉計画策定委員会等</u>	80



第1章 計画の概要

1 地域福祉とは

地域福祉とは、住民一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるよう支援をしていくことです。

地域には、介護を要する高齢者、障がいのある人、子育て中の親、生徒・児童、ひとり暮らしの人など、何らかの支援を必要としている人たちがいます。



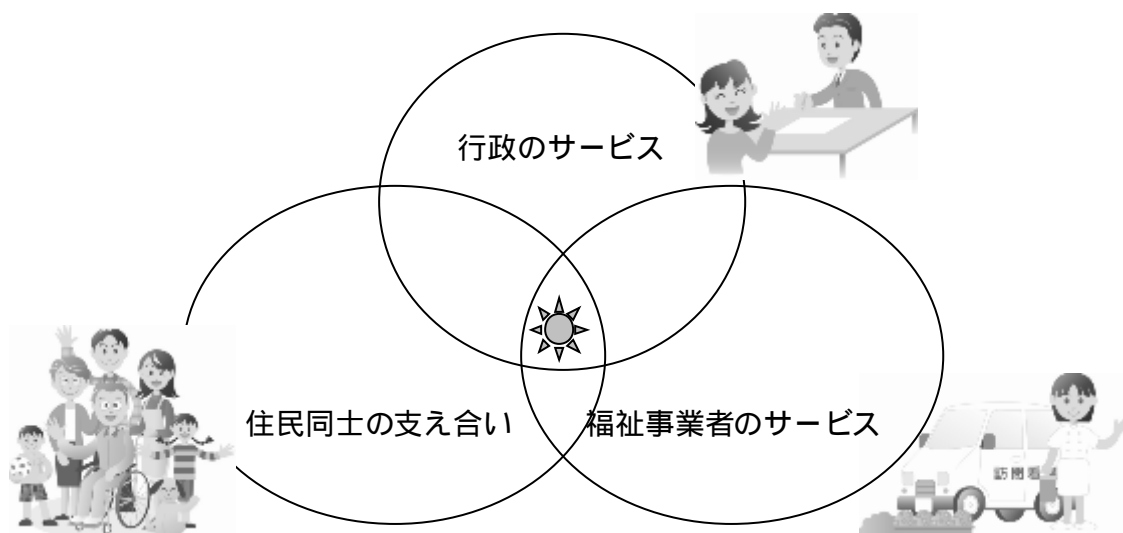
住民の生活課題に対しては、これまでは行政が中心となって福祉サービスなどで対応してきましたが、必要とされる支援の内容が多様化してきているなど、公的なサービスだけでは対応できなくなっています。



そこで必要となるのが、地域で生活する住民同士の支え合いです。身近な地域住民同士が見守り支え合う暮らしは、誰もが安心して生活できる環境となります。



住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が力を合わせることで、住民一人ひとりが、その人らしく安心して生活が送れるよう支援をしていく体制をつくるのが地域福祉の目標であり、その指針となるのが地域福祉計画です。



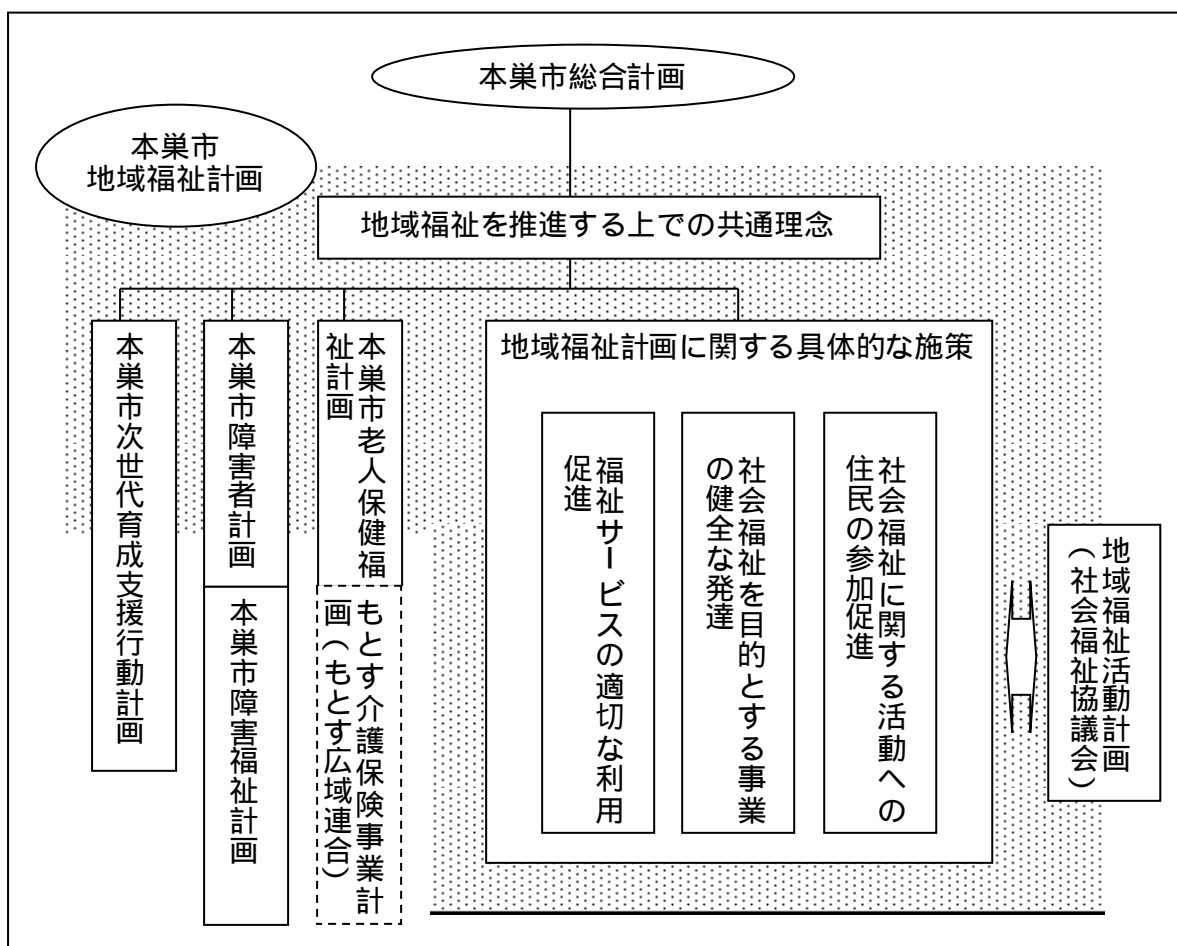
2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画であり、本巢市総合計画に即し、本市における地域福祉の推進に関する基本的な方針を定める計画です。

現在、市には老人保健福祉計画をはじめとする福祉・保健分野の各計画があります。地域福祉計画はそれらの分野別計画と調整しながら策定しました。高齢、障がい、児童といった各分野に特化したサービスの整備目標などは各分野別計画で示されますが、各分野に共通した地域福祉を推進する事項を範囲としたのが本計画です。また、地域福祉計画は総合計画と各分野別計画をつなぐことも重要な役割になります。

地域福祉計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度の5年間とします。

3 地域福祉計画の内容

地域福祉計画は、社会福祉法で定められた行政計画であり、次の3つの内容を含んでいなければなりません。言い換えれば、この内容を含んでいればどんな計画であってもいいと言えます。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること

(福祉サービスをより多く、上手に利用するために)

たとえば・・・

- ・課題を抱える人の発見と把握
- ・福祉サービスを必要とする人に対する相談支援体制の整備
- ・地域での福祉サービスに関する情報提供・共有のしくみづくり
- ・サービス利用者の権利擁護と利用支援のしくみづくり

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること

(いろいろなサービスを興し、参入を促し、つなげるために)

たとえば・・・

- ・地域にある社会資源の掘り起こし
- ・NPO・ボランティアのサービスを公的サービスとつなげるしくみづくり
- ・福祉と保健・医療等の生活関連分野の連携
- ・福祉事業者の地域に密着した事業展開(施設の開放、情報提供...)

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること

(地域福祉活動により多くの住民が参加するために)

たとえば・・・

- ・ボランティア等福祉に携わる人材の育成
- ・NPO法人等の社会福祉活動の支援等
- ・福祉意識の醸成、交流の機会づくり

4 計画の策定方法

地域福祉計画は行政計画ですが、公民協働の計画策定が求められ、その策定手法・経過が重要なポイントとなります。したがって、次の策定体制のもと、地域の課題やニーズを明らかにしながら計画づくりを進めました。

(1) 計画の策定体制

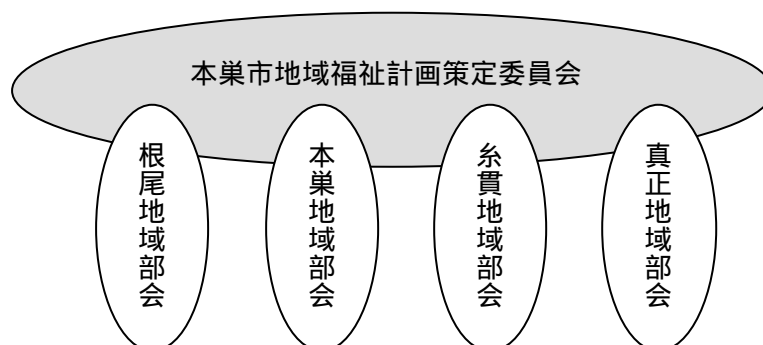
策定委員会

地域福祉計画策定には、地域住民はもとより幅広くさまざまな分野からの意見を反映させる必要があります。そこで、議会議員、福祉・介護関係者、民生委員児童委員、自治会等団体関係者、学校教育関係者等による地域福祉計画策定委員会を設置し、本計画の審議機関としました。

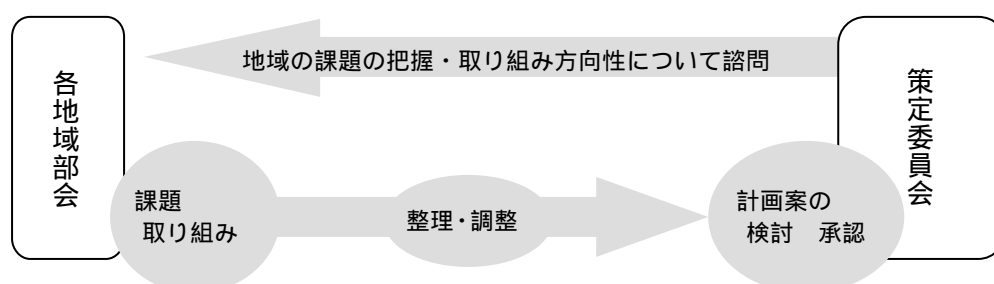
地域部会

地域住民が自ら考え、さまざまな意見をまとめ、地域の課題や特性を明確にしておくために、地域部会を開催しました。根尾、本巢、糸貫、真正の各地域で開催し、地域の課題の把握 課題解決に向けた取り組みの方向性 取り組みの具体策について検討しました。

〔策定体制〕



〔計画策定の流れ〕



(2) 地域の課題やニーズの把握

住民意識調査の実施

市民のみなさんに、福祉に対する意識、住んでいる地域の課題、郷土に対する思い等をお聞きして、地域についての多様な考え方、ニーズ等を把握しました。

本市にお住まいの満20歳以上の方から無作為に抽出した2,000人と市内中学校に通う2年生全員にアンケート調査を行いました。

住民一般調査

調査対象者：平成18年8月1日現在、20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出(ただし、調査対象者の居住地域にあつては、根尾地域300人、本巣地域500人、糸貫地域600人、真正地域600人としました。)

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成18年8月22日～9月5日

回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
2,000	890	44.5%	889	44.5%

中学生調査

調査対象者：平成18年9月1日現在、市内中学校に通う2年生全員

調査方法：各学校を通じて配布・回収

調査期間：平成18年9月1日～9月15日

回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
325	325	100.0%	325	100.0%

福祉関係者アンケート調査の実施

福祉関係の仕事や地域の福祉活動に携わっている人に、日頃の業務等を通じて感じていることや今後の福祉のあり方などについてお聞きしました。対象は、民生委員児童委員、社会福祉協議会職員、福祉施設職員、市職員等で、225人の回答を得ました。



第2章 重点課題

地域福祉に関する課題については、「地域福祉に関する市民アンケート調査」の結果、4地域における地域部会での討議などから、地域によってさまざまな課題があることがわかってきました。こうした課題をまとめ、整理することにより、本巢市全体に共通する次の重点課題が浮かび上がってきました。

1 地域の担い手の不足、家族・地域のつながりの希薄化

アンケート結果によると、本市における2大課題は北部地域の「地域の担い手・後継者の不足」と南部地域の「地域の人たちのつきあいが希薄になっている」といえます(図表 - 1 参照)。これらが地域に及ぼす影響は、地域社会が本来持っていた力(=機能)を弱めることに他なりません。こうした根本的な課題の解決が、本計画の最終目標となります。

また、地域部会の討議の中で、家族のあり方を見直すところからはじめて、自助(自分・家族) 共助(地域) 公助(行政などの支援)の意識を住民一人ひとりが持つことが重要であるという指摘もありました。本巢市における地域福祉のめざすべき姿を住民が共通認識する必要があります。

2 地域活動やボランティア活動のきっかけ

さまざまな地域の課題を解決するには、住民が主体的に行うボランティア活動が有効であることは言うまでもありません。しかし、地域活動やボランティア活動について多くの人が興味や関心を抱いているにも関わらず、実際の行動に結びついていないのが現実です(図表 - 2 参照)。そこで、重要なのが“きっかけ”です。ボランティアをすることに對する気恥ずかしさを取り除くとともに、社会に貢献する喜びを感じてもらえるよう、多くの人が気軽に活動へ参加するためのしくみをつくりだす必要があります。

3 情報提供・相談体制の充実

アンケート結果によると、福祉サービスの課題として「わかりやすい情報提供」や「相談や苦情にいつでも対応できる相談窓口の整備」を多くの人があげています(図表 - 3 参照)。また、合併後の福祉サービスについても、約30%の人が「中心的な役所が遠くな

り不便になった」と回答しています（図表 - 4 参照）。地域部会の中でも、住民に行政の情報が届きにくい状況や相談体制の不備なども指摘されました。地域において福祉サービスが適切に利用されるよう情報提供と相談支援体制の確立が必要不可欠と考えます。

4 地域福祉の拠点

アンケート結果によると、これからの福祉において重点にすべきとされるのが、「市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点づくり」でした（図表 - 5 参照）。拠点の具体的な内容は幅広くいろいろなものが想定されますが、求められているのは、情報提供や相談の窓口、誰もが気軽に利用できる交流の場、ボランティアの活動場所、ボランティア活動をしたい人と受け入れたい人とを結びつける場などです。地域を支える「人づくり」としくみづくりに加えて「場づくり」が重要となります。

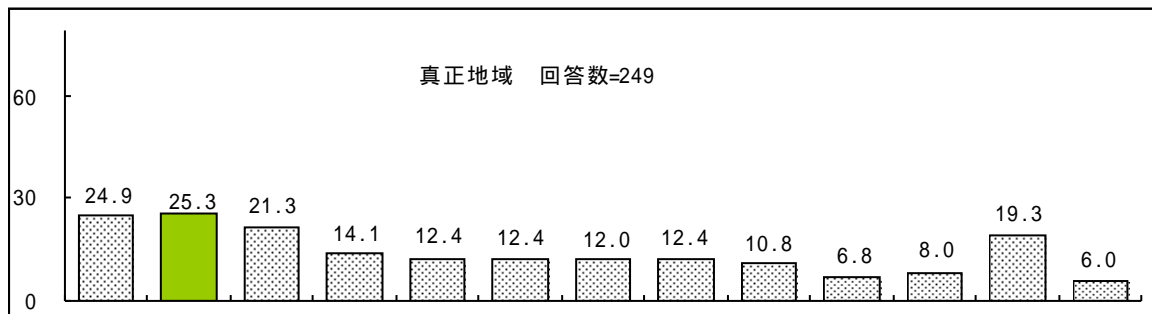
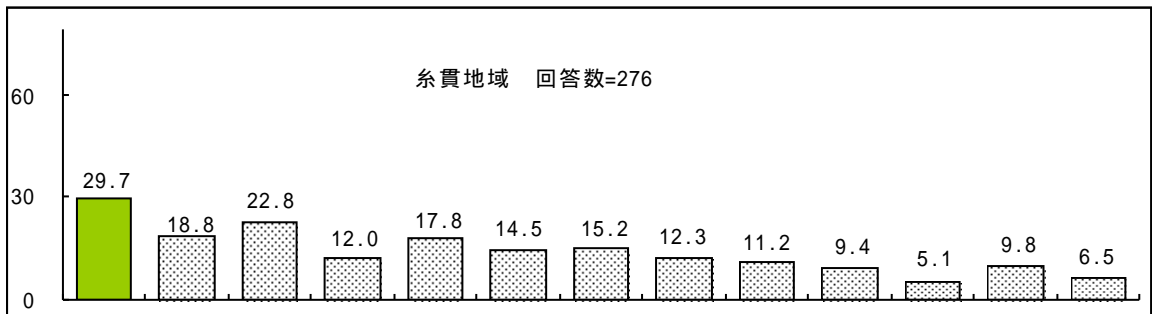
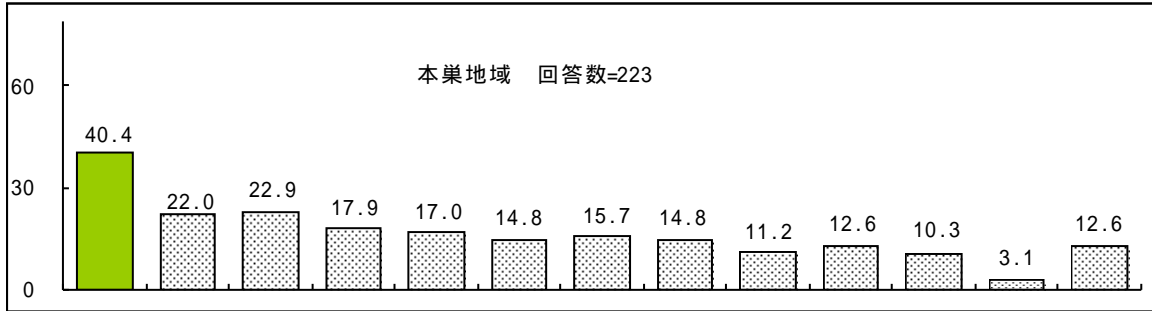
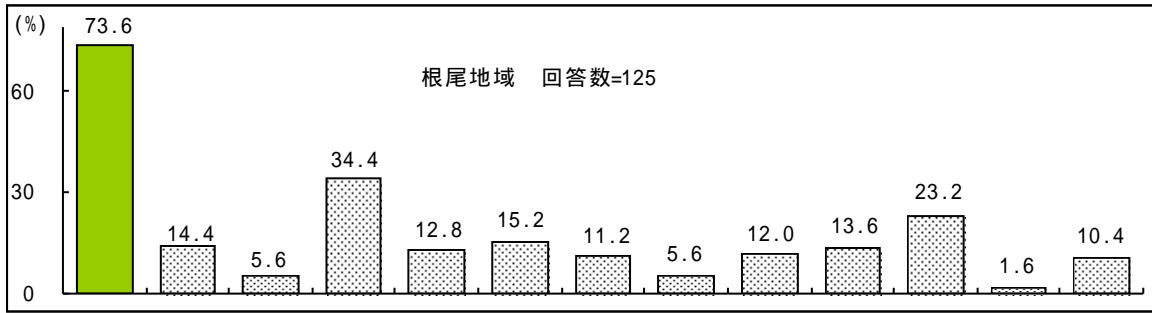
5 地域の見守り

子どもや高齢者を巻き込んだ犯罪のニュースが後を絶ちません。また、地震など大規模な自然災害が発生したとき真っ先に犠牲になるのはやはり障がいのある人、高齢者、子どもなど弱い立場にある人です。アンケート結果によると、生活上の悩みや不安として20%以上の方が「地震や災害などの緊急時の対応」をあげています（図表 - 6）。犯罪や災害による被害を地域の力で防ぎ、安全で安心して暮らせるまちをつくるために、地域の住民やさまざまな団体が連携して重層的に見守るしくみを考えていかなければなりません。

6 プライバシーの保護と地域活動

個人情報保護法の施行などにより、プライバシーの保護に関する考え方が変わってきています。こうした中、何らかの支援を必要としている障がいのある人や高齢者を、地域で見守っていく上で、どのように必要な情報を入手するかが問題となってきます。アンケート結果によると、プライバシーの取り扱いについて40%以上の方が「福祉の支援や災害への対処に必要な情報は共有すべきである」と回答しており（図表 - 7 参照）、住民同士の支え合い活動を前提に、プライバシーと地域活動のあり方を議論していく必要があります。

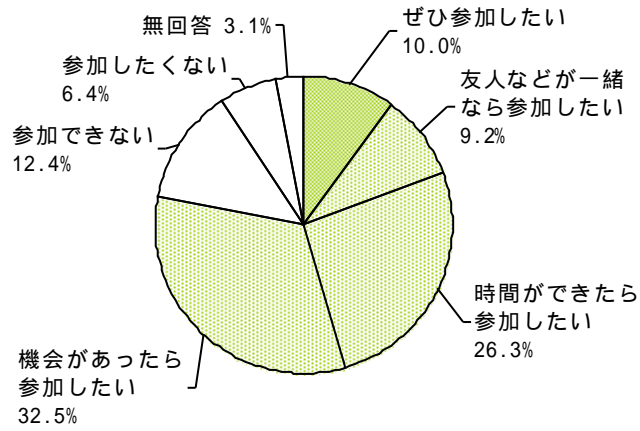
図表 - 1 地域の課題（複数回答・地域別）



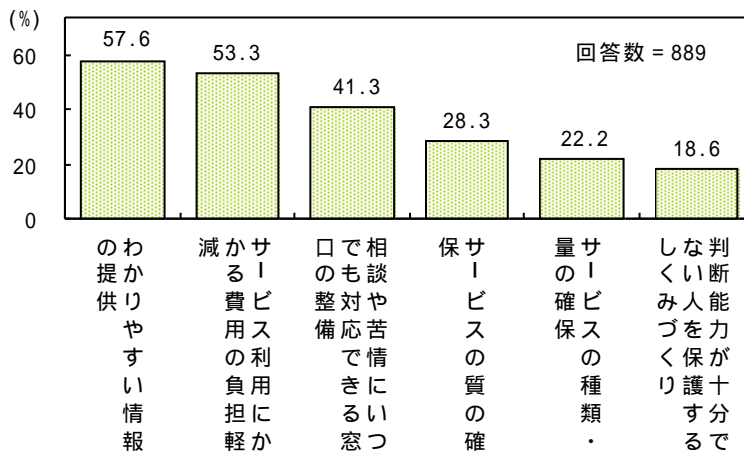
不足の担い手・後継者が地域に希薄になつていく
 地域の文化が失われつつある
 高齢者の生きがいづくり
 医療の体制が十分でない
 異なる世代間の交流が
 高齢者の生きがいづくり
 健康なづくりの場や機会
 健康なづくりの場や機会
 家庭の介護力が低下して
 家庭の介護力が低下して
 一人暮らしの高齢者など
 治安がよくない・交通事故が多い
 地震や災害に対する備えが悪い

図表 - 2 ボランティア活動への参加意向

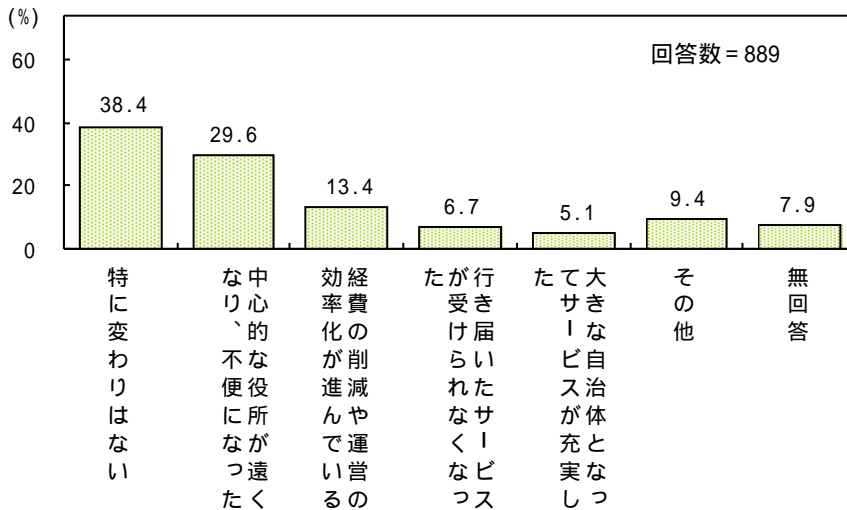
回答数 = 889



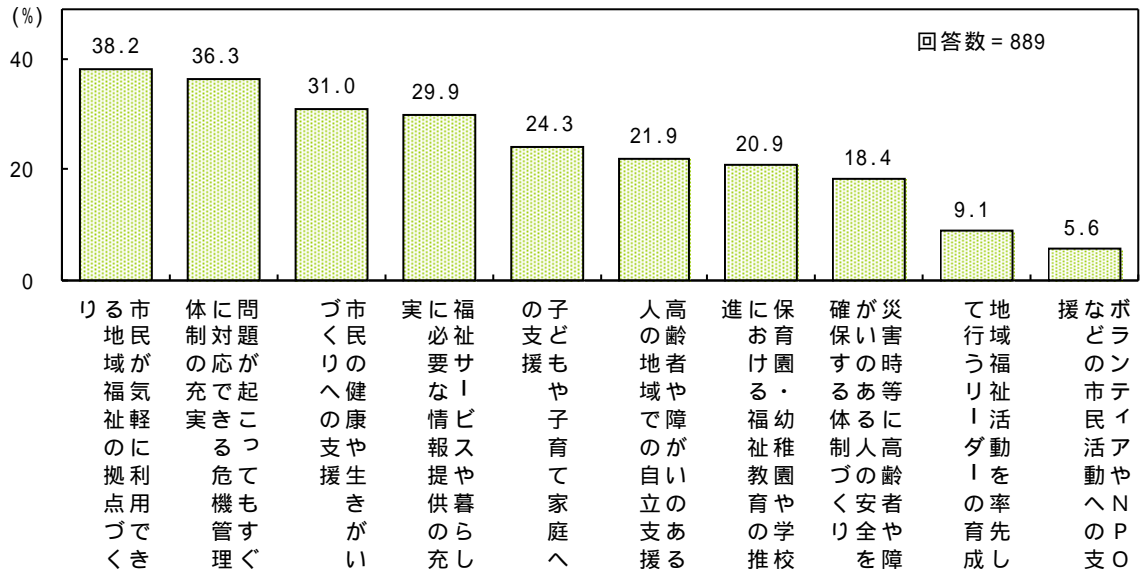
図表 - 3 福祉サービスを安心して利用するために取り組むべきこと



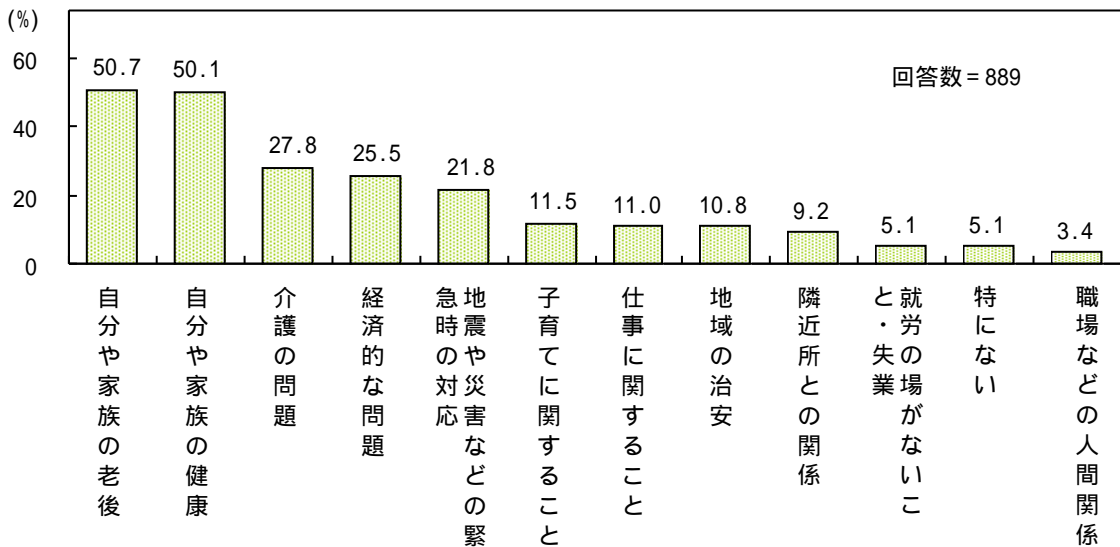
図表 - 4 合併後の福祉サービスについて



図表 - 5 これからの福祉は何を重点にすべきか

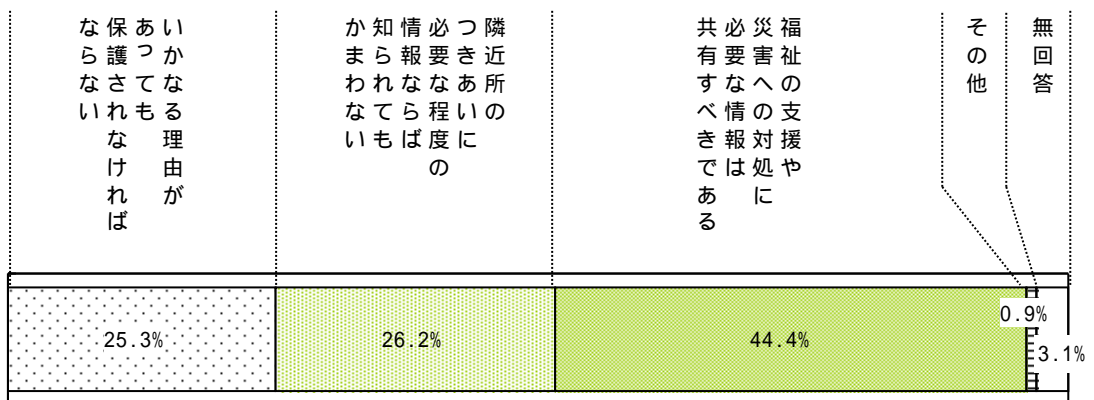


図表 - 6 生活上の悩みや不安



図表 - 7 プライバシーの取り扱いについて

回答数 = 889



第3章 基本的な考え方

1 めざすべき地域福祉像

地域福祉とは、住民、福祉事業者、行政等が、力を合わせることによって成り立つものです。本市は南北に長く、自然や地理的な条件により地域の事情は大きく異なっています。それぞれの地域で、その地域にふさわしい福祉はどうあるべきかを考え、それぞれの地域の特性を踏まえて、すべての住民がいつまでも安心して暮らせる支え合いのしくみをつくる必要があります。

本計画は、地域において何らかの支えを必要とする住民が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、さまざまな社会活動に参加する機会を与えられるようにすることをめざすもので、地域における生活課題を広く含んだまちづくりの指針といえます。

本策市総合計画では、本市の将来像として「**自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち**」を掲げ、市民と行政の協働により「生きがいとやすらぎのあるまちづくり」をめざしています。

本計画では、この総合計画の将来像を踏まえ、アンケートや地域部会で明らかになった地域福祉の課題を、住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等の“協働”で解決することにより、次に掲げる地域福祉像の実現をめざします。

家族と地域を見つめ直し、

みんながつながり支え合う、安心のある

やさしさに包まれたまちづくりをめざします。

“ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす”





2 基本目標



“ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす”を具現化するために、次の基本目標に基づき地域福祉を推進していきます。

(1) 地域を担う人づくり

人がいてはじめて地域が成り立ちます。活発な地域活動を通じて地域力(問題・課題を解決するために地域が潜在的に持っている力)の源である担い手づくりを進めます。

(2) 地域を支える連携のしくみづくり

地域活動の原点は、一人の住民、一つの団体ですが、それらがつながることによって、より大きな力となります。住民同士のつながりを中心として、各種団体、事業者、行政など、さまざまな主体をつなげて大きな輪をつくります。

(3) 地域を見守る支え合いのしくみづくり

住民一人ひとりのやさしさや思いやりを行動につなげ、住民同士の支え合いによる見守り体制の構築をめざします。

(4) 地域で安心して暮らすための環境づくり

誰もが安心して安全に暮らせるように、住民同士の信頼と連帯意識に基づいた防災・防犯体制の構築をめざします。

(5) 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

自立した生活を支えるためのさまざまな福祉サービスを、必要としている人が適切に利用できるよう、的確な情報提供とニーズの把握を行うと共に、良質なサービス提供体制を整えていきます。

(6) 地域福祉の拠点づくり

住民がお互いの立場や生活、考え方を理解することが地域福祉の原点です。ふれあいや支え合いの交流拠点を整えると共に、拠点を結ぶ社会参加のための基盤を整えていきます。

3 計画の体系

